令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業 公募要領

令和3年5月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

1. 事業の目的

令和2年10月26日に菅総理大臣は所信表明演説で、「我が国は、2050年までに、 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュート ラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言したところです。廃棄物分野におい ても一層の脱炭素・省CO2対策を進めることが喫緊の課題となります。

また、第5次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」は、自立・分散型の社会を形成しつつ近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方であり、廃棄物処理施設においても地域活性化に取り組むことが重要です。

一般廃棄物の焼却や埋立処分に伴う直接的な温室効果ガス排出のほか、収集運搬過程における燃料使用や、中間処理施設等の稼働に伴う電力使用等によるエネルギー起源 CO2 等の排出等があり、これらを総合的に抑えていく対策が求められています。また、廃棄物から回収されるエネルギーの利活用にあたっては、化石燃料代替による CO2 削減効果と併せて、地域の課題や地域活性化への貢献に向けた新たな価値の創出が求められています。

そこで、脱炭素や自然共生への取組、災害対応、地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業を行い、地域循環共生圏の地域モデルとなり得るポテンシャルを支援します。

以上のことから、廃棄物エネルギーを利活用した地域循環共生圏の構築が進まない技術的な課題を解決するため、レジリエンス強化にも資する熱利用の高度化、未利用バイオマス利活用や大規模メタン化施設等の実証事業の公募を行います。

2. 実施対象事業

実施対象事業は、次の(1)~(6)のいずれの要件にも該当し、①から④の事業について、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する取組であることとします。また、事業の有効性、エネルギー削減効果、CO₂排出量削減効果を評価・検証し、かつ、経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を評価・検証するものであることとします。

【要件】

- (1) 廃棄物エネルギーの有効利用等に伴うエネルギー使用量の削減によりエネルギー ー起源 CO2 削減 (脱炭素化) に資する取組であること。
- (2) 実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得られる知見は一般廃棄物処理に役立つものであること。

- (3) 地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- (4) 廃棄物処理技術のメカニズムが科学的に確立されていること。
- (5) 実証事業終了後の出口戦略(例:事業終了後の課題解決に向けた検討内容・スケジュール等)が明確であること。
- (6) 実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が 期待される事業であること。

【実証事業内容】

① 地域の熱供給需給管理システム実証事業

電力システム改革や FIT 制度の進展に伴い、ごみ発電電力の需給管理の高度化が進む一方で、熱利用の高度管理は立ち遅れています。廃棄物からの回収エネルギーのうち、電力に変換されるのは 20%程度にすぎない状況です。回収したエネルギーを如何に効率的に利用できるか、特にエネルギー効率の高い、高温の熱需要(蒸気等)を満たす利用を促進することが、温暖化対策の観点からも重要な課題となります。

そこで、以下の内容のいずれか、複数を組み合わせた内容の実証(前段階における実現可能性調査を含む)を対象とします。

- ○高温の熱需要のある工場等に熱供給するには、需要に合わせた供給が課題となります。需要家の熱利用条件に合わせて、廃棄物焼却施設での燃焼制御や、必要に応じてスチームアキュムレータなどの蓄熱装置等を用いた上で、廃棄物焼却施設から送り出す熱や蒸気が、配管を通じて必要量が効率的に工場等に安定的に供給するための実証
- ○熱供給需給管理システムを確立し、廃棄物からの回収エネルギーの高度化を図るため、廃棄物焼却施設の熱供給特性と、需要家の熱需要特性に応じて蓄熱機能による効率的熱利用の実証
- ○複数業種ネットワーク型として、異なる熱需要特性を持つ需要家(工場、公共施設等)を対象として、廃棄物焼却施設の燃焼制御や、必要に応じて蓄熱装置や補助熱源となるヒートポンプ等を活用し、熱のカスケード利用を含めたネットワーク型の高効率熱需給管理システムの実証
- ○将来再生可能エネルギーによる発電が増加することを踏まえて、季節、時刻、 天候等によって変化する電力需給状況に合わせて、廃棄物焼却施設における発 電と熱供給の割合を変化させ、また必要に応じて蓄熱装置を利用して需給のア ンバランスを緩和するなどして、最適なエネルギー需給を行うシステムを実証 するとともに、ネットワーク全体のエネルギー効率の最適化について検証

②化学蓄熱材等を用いた熱輸送実証事業

廃棄物から回収した熱の利用は、遠方になるに従って熱損失が大きくなる導管 敷設に係る道路・敷地利用等の手続きが煩雑化する等の課題があるため、蓄熱輸 送の選択が考えられるが、現状で十分に普及していません。特に熱供給コストの 多くは輸送費が占めるため、単位移動当たりの輸送熱量を大きくすることが重要 となります。

そこで、例えば化学蓄熱材を用いた場合は、比較的普及している潜熱蓄熱材と 比較して単位容量当たりの蓄熱量が5倍とされており、こうした高度な蓄熱材の 活用による廃棄物処理施設で発生する熱の活用可能性及び経済性の検証を行うと ともに、蓄熱の要素技術は確立されていることから熱需要家との熱供給ネットワ 一クを構築し熱利用事業規模を確保することで、焼却廃熱利用のさらなる拡大を 図るため、排熱源としてごみ焼却施設が活用できる実証を対象とします。

- ③メタンガス化施設の普及促進に資する技術的実証事業 以下の内容のいずれか、複数を組み合わせた内容を対象とします。
 - ○今後のごみ質の大きな変化(プラの割合が減少)に伴い、生活ごみの発熱量が低下するため、メタンガス化施設の有効性が増すと想定されます。しかし、生成するバイオガス中のメタン濃度は高純度ではないため、バイオガス仕様の CGS (コジュネレーションシステム) は一般的な天然ガス仕様と比較して選択肢が少ない、ガス事業に利用するためには高純度とし、かつ配管輸送が必要である等、バイオガスの利用方法が限定される状況にあります。また、今後、メタンガス化施設の大規模化に対応するには、大規模なガスホルダーを整備する等用地確保の課題が考えられます。

そこで、バイオガスの利用方法としての選択肢を広げ、今後のメタンガス化施設の大規模化に対応することでメタン化施設の普及促進につなげていくため、バイオガス精製・吸着貯蔵技術の実証(どのレベルまで精製・濃縮が必要かの検証も含む)を対象とします。ガス吸着貯蔵技術の適用により、バイオガス化施設における電力・熱制御が可能となり(必要な時に多く供給できる)、災害時に貯蔵ガスを地域に供給することが可能になる等、地域エネルギーセンターと基幹施設の役割を果たすための強靱化向上が図られます。また、ガス吸着貯蔵技術の適用により、グリーンガスであるバイオメタンを必要な場所に長距離でも輸送することが可能になる等、その利用方法の選択肢が広がります。

○今後、広域化集約化が進むことで長距離輸送に向かない生ごみ等の扱い及び輸送量の低減が課題となります。生ごみ等を中継施設で選別し、メタンガス化によるエネルギー回収を図ることが有効ですが、輸送する発酵残さを極力低減することが重要となります。

そこで、大規模広域化に向けた中継施設の機能強化を目的とし、生ごみ等のメタンガス化において発酵残さ量を極力低減する技術を実証の対象とします。

○メタンガス化施設の普及が進まない要因の一つとして、湿式では液肥としての 残さ利用について、量と利用時期が課題となり適用できないケースや、乾式で は発酵対象物と発酵不適物を選別する装置の負荷が大きいなどの課題があり ます。そこで、液肥の濃縮利用(施肥上の留意事項等の確認を含む)技術や分 別したごみ質に応じた効率的な破砕分別技術を実証の対象とします。

④多様な地域資源の有効活用に資する技術実証事業

家庭ごみだけでは効率的な廃棄物処理施設規模での整備が難しい場合、事業系 廃棄物を含めた地域資源の最大活用が課題となっています。

そこで、生ごみ、可燃ごみを中心に、木質バイオマス、家畜糞尿等の多様な地域資源を収集し、効率的・効果的な資源エネルギーの活用について、廃棄物を含めた資源循環実現可能性調査を対象とします。また、こうした多様な地域資源を収集し、効率的・効果的な資源エネルギーの活用方策を蓄積し、地域の特性に応じた技術の適切性、適用方法等を検証するための実証を対象とします。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の(1)~(5)のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同申請も可能です。ただし、共同申請の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

- (1) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (2) 民間企業
- (3)独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (4) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人
- (5) その他法律によって直接設立された法人

4. 事業費・採択件数・事業実施期間

(1) 事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目 に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。 見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の 対象とします。

直	人	人件費	事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費			
接	件		・機関で直接雇用する研究員の人件費及び法定福利費、通勤費、			
費	費		住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等			
			・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用			
			・他機関からの出向者の経費等			
			事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に担当する者の経			
			費			
			・アルバイト、パート、派遣社員			
			・事務補佐員、秘書等			

業	旅費	旅費に関わる以下の経費
務		・事業を実施するに当たり外国・国内出張又は移動に係る経費
費		(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)
		・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知
		識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に
		係る経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)
		・外国からの招へい経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)
		・赴帰任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、
		扶養親族移転費、旅行雑費)等
	諸謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費
		(外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専
		門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執
		筆・査読・校正(外国語等)等)、データ・資料整理等の役務の
		提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等)
		*個人に委嘱したものを想定
	会議費	事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用(委員会開
	7 400	催費、会場借料、会議等に伴う飲食代等)
	備品費、	備品費(「物品管理官大臣官房会計課長が管理する物品の属すべ
	借料及	き分類(細分類)の決定基準」(以下、「物品分類基準」という。)
	び損料	により、備品は取得価格が5万円以上で、かつ、以下に掲げる「消
		耗品費」の基準に係るものを除いた物品をいう。) は当該業務に
		直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費を計上する。
		借料及び損料には業務に直接必要な機械器具類等のリース・レ
		ンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要と
		なる物品、不動産等の借料を計上する。
		購入、リース等により調達した物品は当該業務のみに使用する
		こととし、リース料等については、以下の考え方に基づき当該業
		務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることと
		する。
		なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使
		用していると認められない部分の経費については一般管理費に
		含むこととし、借料として計上することは認めない。
		ア.リース等による調達を検討する際には、リース及びレンタル
		の両方の可能性について比較検討することとする。
		イ. リース料算定の基礎となるリース期間は、減価償却資産の耐
		用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めら
		れた期間(法定耐用年数)とするなど、合理的な基準に基づいて
		設定することとする。
		ウ. リース期間を委託業務終了時またはそれ以前に満了するよ
		う・ケーへ知順を安託業務於「時またはてれば前に両」するよ う設定した場合において、その後の事情変更により受託者が委
		ノ以にしに勿口に心いし、てい仮い尹甫友史により又託名が安

 <u> </u>	
	託業務終了後に継続使用することとなった場合には、継続使用 見込み期間のリース料相当額(※)を減額または返還させるこ
	ととする。
	※当初設定したリース期間に、継続使用見込み期間を加えたも
	の(この期間が法定耐用年数を上回る場合は法定耐用年数とす
	る。)を新たなリース期間とみなし、これに基づいて算定した、
	継続使用見込み期間に係るリース料相当額
賃金	当該業務を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対す
	る賃金を計上する。補助員の単価は、仕様書等において指定され
	ている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は
	受託者の内部規程等や雇用契約の単価によることとする。
	なお、業務従事者と同様に、直接作業時間数を委託業務従事時間
	 報告書や出勤簿等により適切に管理し、経費の算出については
	人件費に準じて行うこととする。
消耗品	取得価格が 50,000 円未満の物品
費	取得価格が 50,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度
	の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了
	をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない。
	(試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試
	作品等)
通信運	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・
搬費	電話料
	電記47 (電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、
	郵便料等)
印刷製	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費
本費	(チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製
, , , ,	本代)
雑 役 務	当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係
費	る経費(当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳
	料、翻訳料等)を計上する。
外注費	外注に関わる以下の経費
(再委	・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外
託費)	注にかかる経費
	・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入
	した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる
	機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の外注にか
	かる経費
	・設計 (仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、
	鑑定、部材の加工等の外注にかかる経費
	・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の外注にかか
	() Mate () () () () () () () () () (

			る経費等			
			・試作機等を外注して製作等する場合にかかる経費			
	・再委託費、共同実施費は、委託先が委託業務の一部を見					
	者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間					
			当分を含む)			
		その他	上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費			
		諸経費	・施設・設備使用料			
			・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を			
			含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上)			
			・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャン			
			セル料が認められる場合のみ)			
			・成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別			
			刷り代、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等)			
			・広報費 (ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求			
			人費			
			・保険料(事業に必要なもの)			
			・振込手数料			
			・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウ			
			ェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等)			
			・薬事相談費			
			・薬品・廃材等処理代			
			・書籍等のマイクロフィルム化・データ化			
			・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上す			
			るものを除く)			
間	一舟	2管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費			
接			(直接経費(外注費、再委託費、共同実施費を除く)に 10 分の			
費		u	1.5 を乗じて得た金額以下)			

- ※設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費は対象経費にはなりません。
- ※ファイナンス・リース契約による機械装置等の調達が可能です。

なお、ファイナンス・リース契約の途中打ち切りによる損害金等については、本事業の対象外経費(事業者負担)とします。

(経費計上条件)

- ア. 実証事業期間中のリース料に係る金額が購入の場合の金額より経済的であること。
- イ. 当該ファイナンス・リース契約期間が、対象機械装置等の法定耐用年数以上であること。
- ウ. 対象機械装置等の調達が、当該実証事業に係る委託契約日以降の新規調達であること。
- ※既存の機械装置等のリースバックは認められません。
- ※本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

※機械装置等の設置を行った場合には、原則、原状回復のための費用を計上すること。

(2) 事業費と採択件数

下記のとおり予定しています(各1件程度採択予定)。1件当たり7千万円程度

- ①地域の熱供給需給管理システム実証事業
- ②化学蓄熱材等を用いた熱輸送実証事業
- ③メタンガス化施設の普及促進に資する技術的実証事業
- ④多様な地域資源の有効活用に資する技術実証事業

応募に当たり、環境省幹部及び担当官へ採択の陳情等は厳に慎んでください。 また、合否通知以前に環境省幹部及び担当官へ合否の感触を照会する等の行為に ついても厳に慎んでください。

(3) 事業実施期間

原則として、3年間以内とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の評価・検証内容の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2年度目以降の事業費を見積もることになりますが、2年度目以降の事業費については、前年度末に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

5. 選考

(1) 選考方法

各種要件を満たしているか等について事前審査(書類審査)を行った上で、有識者で構成される脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において応募者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。おおよそのスケジュールは以下のとおりです。事前審査(書類審査)に合格した応募者のみ審査委員会にご出席頂き、応募内容の発表・質疑応答を受けて頂きます。事前審査(書類審査)の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。

・事前審査(書類審査) : 令和3年7月初旬・審査委員会 : 令和3年7月下旬

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。

- 事前審査(書類審査)
 - ①廃棄物エネルギーの有効利用等に伴うエネルギー使用量の削減によりエネルギー起源 CO2 削減(脱炭素化)に資する取組であること。

- ②実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得られる知見は一般廃棄物処理に役立つものであること。
- ③地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- ④廃棄物処理技術のメカニズムが科学的に確立されていること。
- ⑤実証事業終了後の出口戦略(例:事業終了後の課題解決に向けた検討内容・スケ ジュール等)が明確であること。
- ⑥実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期 待される事業であること。
- ・審査委員会(詳細は別添をご覧ください。)
 - ① 課題設定の妥当性
 - ② 事業における環境改善効果の評価方法
 - ③ 実現した場合の CO₂排出量等の削減効果の見込み
 - ④ 事業計画・スケジュール
 - ⑤ 事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略

(3) 選考結果

選考結果は、令和3年8月初旬(予定)に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

(1) 応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、応募様式一式(正本1部、副本8部)、応募様式一式の電子データが格納されたCD-R1部を同封し、以下の提出先まで郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)又は持参してください。また、参考資料として、事業概要がわかる概要スライド等もあわせて提出をお願いします。

郵送する場合は、包装の表に「令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム 実証事業応募書在中」と明記してください。

なお、電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。また、提出された 応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 応募書提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

担当:小林、田中、越智

住所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

(3) 応募書受付期間

令和3年6月25日(金)18時(必着)

7. 注意事項

(1) 契約の形態

事業ごとの具体的な金額については、事業計画を精査の上決定します。審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。見積もりに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については大幅な査定の対象とします。また、採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮して、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

- (2) 採択された場合の留意点
- ① 採択された場合は、担当官の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。 特に、対象経費については、明確な積算根拠を提出していただくので、事業申請 の段階から積算根拠の明確化に努め、書類の提出等を速やかに行っていただく ようお願いします。
- ② 各採択事業は、採択事業の提案者が主体的に事業を実施していただくことになりますが、採択事業の進捗管理並びに各採択事業の実施に係る CO₂削減効果等及び経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を第三者的に評価・検証することとなっています。そのため、事業計画に基づく事業の適切な実施並びに CO2 削減効果等及び事業の実現可能性の算定・評価に必要な範囲において、採択された事業の提案者は、担当官の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、評価検討会への出席及び最終報告(口頭)、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなりますので、ご承知ください。現時点で想定している採択後のスケジュールは以下の通りです。

事業の実施 : 令和3年8月頃~・成果報告書(案)の提出 : 令和4年1月末日

・評価検討会での最終報告: 令和4年2月上旬~2月中旬

・成果報告書の提出 : 令和4年3月末

③ また、環境省が事業発注する委託業務の委託契約であるため、事業終了後、経費 算出の根拠資料等を申請者から支援委託業務の受託者宛に提出して頂き、『環境 省における委託業務経費の算出に関する基本方針』において示す経理処理に準 じた精算の上、支払額が確定することになります。

『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category 03. html>

事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、その後の進捗

等について報告を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

(3) 成果の公表・発表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。また、環境省にて実施する成果報告会等での発表の協力を依頼する場合があります。

8. 特許権等の扱い

- (1) 特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。
- (2)本事業に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、原則として環境省が保有するものとします。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が 含まれている場合、その著作権は受託者に留保されますが、可能な限り、環境省 が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾するものとします。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されますが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得するものとします。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとします。
- (6)納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

(別添) 令和3年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業 評価基準表

	評価項目	評価の観点	得点配分
1	課題設定の妥当性	新規性があり、一般廃棄物処理施設に関する廃棄物処理の具体的課題を設定し、 その課題の解決に向けた事業であるか。	2 0
2	事業における環境 改善効果の評価方 法	提案された事業の実施によって実現される CO ₂ 排出量の削減効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境負荷の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。	2 0
3	実現した場合の CO ₂ 排出量等の削 減効果の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、 CO ₂ 排出削減量やコスト削減効果が見込 まれているか。また、その削減量は定量 的に示されているか。	2 0
4	事業計画・スケジ ュール	提案された事業の計画・スケジュールが 具体的かつ実施可能なものであるか。	2 0
5	事業の横展開可能 性及び終了後の出 口戦略	提案された事業の内容が、経済的及び技術的側面から見て将来的な展開の可能性が高いといえるか。また、事業終了後の出口戦略が具体的に提案されており、評価・検証の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待されるものであるか。	2 0
合言	†	1 0 0	

[※]各項目の点数に係数を乗じて得点を算出し、満点は100点とする。 ※事業費の妥当性についても、あわせて審査を行う。